

【報告書】

平成24年6月1日

中国地方知事会
広域連合検討会

《目 次》

I 趣 旨	1
II 特定広域連合設立の場合のイメージ	1
1 設立のねらい	1
2 処理する事務等	2
3 組織	3
4 財源	3
III 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度の課題等	4
1 国の役割の明確化	4
2 広域的実施体制の在り方	4
3 事務等移譲の在り方	4
4 職員・財源に係る措置の在り方	5
5 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管	5
IV 今後の取組	5

I 趣旨

平成22年3月、国は、第2回地域主権戦略会議において、国の出先機関改革を、検討課題の1つに掲げ、その後、審議を重ねる中、全国知事会においても、同年4月、「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム(PT)」が中間報告を作成し、国の出先機関原則廃止に伴う地方における受入体制(広域連携の仕組み)等の検討結果を示した。

こうした中、中国地方知事会においては、同年5月に開催した知事会議において、中国地方としても、地域の実情を踏まえながら、国の出先機関廃止等に係る広域としての受入体制の検討に着手することとなり、広域連携検討会の調査研究項目として取り組んでいくこととした。

国は、同年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、平成24年通常国会に法案を提出することを目指すとされた。

その後の国の検討は遅々として進まず、改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたことから、中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、同月に開催した知事会議において、広域連合について事務的に検討を進めることに合意した。

これを受け、中国地方における広域連合の在り方及び中国地方における国の出先機関の事務・権限の受入れについて検討するため、昨年11月に広域連合検討会を設置したが、本報告書は、国の検討状況も踏まえながら、6回の検討会における検討結果について取りまとめを行うものであり、中国地方知事会における広域連合の検討の基礎資料とするものである。

II 特定広域連合設立の場合のイメージ

1 設立のねらい

- ・国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- ・併せて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

中国地方の地域ニーズへの迅速かつ的確な対応、住民ガバナンスの強化や二重行政の解消を図るため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。

併せて、中国地方における広域的な地域課題の解決により効果的かつ効率的に取り組む体制を構築する。

2 処理する事務等

○ 移譲検討対象出先機関

- 現在国において移譲対象として検討が進められている経済産業局・地方整備局・地方環境事務所の3機関を中心に検討を行い、以下のとおり論点整理を行った。

- 地方整備局については、広域的な調整を要する基幹的な道路や大規模河川等が一定の整備水準に達した後に移譲を受けることを念頭に、市町村とも調整を行う必要があるという意見や、地方環境事務所については、中四国を管轄区域としており、四国との調整が必要であるとの意見があった。
- この他、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局、農政局について、次の段階での検討対象としてはどうかとの意見があった。

○ 持ち寄り事務

分野	事務の名称・内容
広域防災	①大規模広域的災害発生時の調整等 ②「広域防災計画」の策定 ③共同防災訓練の実施 ④防災分野の人材育成 ⑤救援物資の共同備蓄の検討・実施
広域医療	⑥広域的なドクターヘリの運航調整

- 地方自治法上、広域連合の設立に必要となる持ち寄り事務については、これまで中国5県において広域連携により実施してきた事務を中心に、広域連合で行うことにより、さらに効果的・効率的な事務・事業の実施が可能なものの、住民サービスの向上が見込まれるものを見込んだ。
- 具体的には、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等広域職員研修及び中山間地域対策の8分野について、各県において事業部局とも協議・調整の上、広域連合の事務としてふさわしいものを分野や事務の名称・内容について5県の提案内容を取りまとめた。
- その結果、「広域防災」及び「広域医療」の分野に係る6事務について、5県で持ち寄ることが可能との結論を得た。

- ・これらの事務を広域連合で行うことにより、次の効果が期待できる。
 - (1) 広域防災分野については、「広域防災計画」の策定や広域防災訓練の実施、防災分野の人材育成、救援物資の共同備蓄の検討・実施により、具体的な実施体制が確立され、大規模広域的災害への対応力の向上が期待できる。また、大規模広域的災害等発生時においては、その調整等（他ブロック等との調整を含む。）を常設の事務局が一元的に行うことにより、更に迅速な対応と的確な調整が可能となる。
 - (2) 広域医療分野については、広域的なドクターへリの県境に関わらない運航範囲の設定や出動要請の調整等により、効果的、効率的な運航が期待できる。
- ・なお、事務内容等の詳細については、今後、各県担当部局間で調整を図る。
- ・また、この他に、外国人観光客誘致に係る連携（広域観光・文化振興）、准看護師、登録販売者、調理師の各試験問題の共同作成（資格試験・免許等）、中山間地域の振興に係る共同研究（中山間地域対策）などについては、引き続き検討していく。

3 組織

- ・地方自治法に基づき、広域連合に必要な機関のほか、特例制度に基づき、特定広域連合として必要な機関を設けるが、簡素で効率的な組織を原則とする。

- (1) 広域連合議会を置く。
- (2) 特定広域連合に長を置く。
- (3) 特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置く。
- (4) 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会を置く。
- (5) 本部事務局（総務企画）及び分野事務局（広域防災、広域医療）を置くことについて検討する。

4 財源

- ・各県からの持ち寄り事務及び運営に要する経費は、構成団体からの分賦金を充てる。
- ・国の出先機関の事務・権限の移譲を受けて執行する事務に係る財源については、必要な額の確保を国に求める。

III 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度の課題等

- ・国の特例制度については、いくつもの問題を内包しており、以下のとおり論点整理を行った。

1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の政策に関わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、国の考え方を早期に示すこと。

2 広域的実施体制の在り方

・執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に関し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くことされているが、その設置については、地方の自主性・主体性に委ねるべき。

・区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするとされているが、柔軟な制度設計とすべき。

・効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、地方の自主性・主体性に委ねるべきであり、移譲の条件とすべきではない。

移譲対象出先機関の検討状況に合わせ、政令市の加入についても検討することとする。

3 事務等移譲の在り方

・移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

・移譲のための措置

移譲事務等が特定広域連合などの区域外の地域においては、引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、事務区分については原則として法定受託事務とするとされている。また、国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設

けるなどとされている。さらに、特定広域連合等は、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならないとされている。

これらについて、まず、移譲事務等は、原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務とするとしても、時限的な措置とすべきである。また、国による関与や並行権限行使についても最小限のものとし、類型外の関与は原則として設けるべきではない。なお、国へ並行権限を付与する場合は、地方と協議して適用基準の整理を行うべきである。さらに、事業計画の策定に係る大臣の同意についても、必要な内容は最小限のものとすべきである。また、「当分の間」とあるが、期間の終期を設定すべきである。

4 職員、財源に係る措置の在り方

・人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものであるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

・財源

移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じること。また、この財源措置において、国は、早期に財源フレームを明らかにすること。

5 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

IV 今後の取組

今後、広域連合を設立する場合のスケジュール感としては、国が示している特例制度には多くの課題等があり、その解決を国に求めていく必要がある一方で、中国地方において、国が目指している平成26年度中の事務・権限の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、広域連合の設立について、更なる具体的な検討を深めていく。